

警戒区域解除スケジュールと生活再建支援策についての説明会 議事録

開催日時：令和4年8月8日（月） 午後3時00分から

会 場：湯河原町防災コミュニティセンター

※議事録中の「○○」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、警戒区域の解除に係る考え方とスケジュールについて、また、生活再建支援策についての説明会を開催させていただきます。

開会に当たり出席者を紹介させていただきます。本日は、国土交通省中部地方整備局から竹内熱海緊急砂防出張所長をはじめ、ご担当の皆様、また、静岡県からは盛土対策課の望月課長に、熱海土木事務所からは杉本所長をはじめ、ご担当の皆様にもご出席いただいております。お忙しい中ありがとうございます。熱海市からは、市長の齊藤、副市長の稲田・金井、以下担当部課長等が出席させていただいております。よろしく願いいたします。

この後、次第に従い説明をいただき、ご質問につきましては、説明の後まとめて時間を設けさせていただきたいと思っております。ご了承ください。

なお、説明につきましてはおおむね45分程度、その後質疑応答を45分程度を想定しております。全体で1時間30分、午後4時半頃の閉会と見込んでおりますのでご協力をお願いいたします。

申し遅れましたが私、本日の進行を務めさせていただきます経営企画部長の中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして市長からご挨拶を申し上げます。

■齊藤 熱海市長

本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

まず初めに、昨年7月3日の土石流災害により、多くの方々の生命財産を守ることができなかったことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。お集まりの皆様におかれましては、様々な不安や不便の中、日々をお過ごしのことと思います。皆様の中には、大切なご家族やお知り合いを亡くされた方、また、一瞬にして財産を失い今後の道筋を見失ってしまった方もいらっしゃると思います。

現在、伊豆山ささえ逢いセンターなどを通して、こうした皆様の見守りや相談支援をさせていただいておりますが、このような災害を二度と起こさないための原因究明を含め、被災された皆様の生活再建と伊豆山の復旧復興は市長である自分の責務と考えております。今後とも、皆様が新しいスタートに立っていただくために、最大限力を尽くしてまいります所存です。

本日は、被災された皆様に新しいスタートに立っていただくために重要な警戒区域の解除に関するスケジュール、そして今後の皆様の生活再建に当たっての支援策等について説明させて

いただきます。なお、伊豆山の復旧復興に当たっては、国や県との連携が不可欠であり、ただいまご紹介がありましたとおり、本日は、国土交通省中部地方整備局、静岡県からは盛土対策課と熱海土木事務所の皆様にもご出席をいただいております。

それでは、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

それでは早速説明に入らせていただきます。

初めに、逢初川流域の安全性の確保について、新設砂防堰堤建設の進捗状況を国土交通省中部地方整備局からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

■竹内 国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所 熱海緊急砂防出張所長

ただいまご紹介いただきました、国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所熱海緊急砂防出張所の所長をしています竹内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、昨年の土石流災害で被災された方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

それでは資料の説明に入らせていただきます。お手元にA4の横長の新設砂防堰堤の進捗状況といった資料があると思いますので、そちらをご覧ください。

まず1枚めくっていただきますと、右下にページ番号1があります。今回、逢初川で国で事業を実施した中身が大きく二つございます。

一つ目が、既設砂防堰堤の除石工事（緊急対策）ということで、これは、昨年7月3日の土石流発生以降、直ちに現場の方に入りまして、現地に堆積した土砂の撤去の方を実施をしました。

逢初川の上流部に、静岡県が施工されております既設の砂防堰堤がございまして、そこに、大量の土砂が堆積したということで、二次災害の危険性もあるということ、この土砂を一刻も早く撤去しなくてはいけないということで、作業の方を進めております。

実際には、昨年12月末でこの除石の作業は完了しておりますけれども、作業実施に当たりましては、やはり土石流発生直後ということもあり、かなり土砂が厚く堆積し、また、その土砂の質、かなりドロドロの土砂がたまっていたということで、工事用の車両はなかなか現場に入っていけないという状況がございました。

ですので、当初、この写真にございますけれど、富士砂防の方で実績がありますヘリコプターを使って、工事の車両、重機を現場に運び込みまして、逆にそのヘリを使って土砂を外へ搬出したというような工事を行いました。

また、並行しまして、下流の堀坂3号線から現場へ進入するルートをつくり、下流からも工事用の進入路ということで路盤の改良等しながら、この既設堰堤のところまで到達する道路を整備しまして、それが完成しましたら10トントラック等での土砂の搬出も並行して行っております。

それから、大きく2つ目としまして、2番、新設砂防堰堤工事ということで書いてございます。これは、今現在施工しております、右下にちょっと写真つけておりますけれど、新しい砂防の堰堤を今整備をしております。

今回、国では、逢初川源頭部の直下から下流に向けて、約800メートルの区間で事業を進め

ておりました、土石流が発生した後に、現場の方で簡易的な計測をしたところ、約1万7,000立方メートルの土砂が現地に堆積していたということがわかりました。それで、先ほどご説明しました既設堰堤での除石、これで約7,000立方メートルの土砂を撤去しております。

そういうことで、差分の残り約1万立方メートルは、まだ現場に不安定な状態でたまっているであろうということで、今回源頭部から800メートル下がった場所に、新設砂防堰堤、効果量としては約1万800立方メートルでございますが、これを整備しております。

現在、高さにして12メートルくらいまで、この絵でわかると思いますが、この絵の一番上流部の大きなものが高さ13メートル、一番高いところで16メートルありますけれど、幅が59メートルございます。今日現在、約12メートルの高さまでこれが立ち上がってきており、9月の中旬にはこの一番大きい一番上の本堰堤は完成する予定でございます。

そのあと、その下流にあります副堰堤、こういったところを施工しまして、来年の3月には施設を完成させる予定で今鋭意工事を進めております。

次の2ページをご覧くださいますと、垂直写真、位置関係を示してございますが、一番左上に白い点線で丸く囲ったところ、これは源頭部になります。ちょうど下がった真ん中辺りに、青い丸印がつけてございますが、これは静岡県の方で、すでに施工されておりました既設の砂防堰堤でして、ここで除石を実施しました。

また、ずっと下がりまして右下に行きますと、ピンク色の丸があると思いますが、これは、今、国で施工しております新設砂防堰堤になります。

それから、これ以外にも、例えば左側に写真がございまして、仮設のブロック堰堤ということで、一つ、3トンのブロックを170個程度、ここで連結しまして、青い既設堰堤の上流側にこういったブロック堰堤を設置しまして、工事の作業員の安全確保や下流域の安全性の向上、こういったところを図りながら工事を進めました。

また、左下にネットロール土のうがございまして、大型土のうを使いまして、これも、工事の安全確保等を目的として現場の方に設置しております。このネットロール土のうについては、先月7月、もうすでに撤去しております。

それでは、次の3ページをご覧ください。全体のスケジュールを記載してございますが、昨年7月に現場で事業を開始して以降、先ほどご説明いたしましたような緊急対策としての既設砂防堰堤の除石を行いまして、今年に入りましてから新設砂防堰堤の工事を進めております。来年3月に完成させるという目標で鋭意進めているところでございます、最後4ページに、完成のイメージということで絵を載せてあります。これが、堀坂3号線のところから、今大型土のうがありますけれども、こういったものができるということでございます。

あと、今日、現場のドローンの映像を用意しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。前方のスクリーン等の後方左右にもモニターがございまして、ご覧ください。

(ドローン映像)

これは、堀坂3号線から中に入っていきますと、こういった形で現地の作業ヤードがございまして、業者の方の休憩所とかそういったものがございまして、その上流、そこに、これが新設砂防堰堤の場所になります。

こういった土、現場で発生した土砂を、こういった形で仮置きしております。土砂については、すでに熱海港の方に仮置きしたりですとか、渚工区の方に搬出したものもございまして。

また、現場はかなり谷が狭いということと、急勾配であるということで、ひとたび雨が降るとかなり濁った水も出ますので、そういった濁り水を水質浄化装置で綺麗な水にして流しております。

これは、コンクリート打設、砂防堰堤を作るために工具を使いまして、生コン車で運んできたコンクリートをブロックごとに流しこみ、砂防堰堤を立ち上げていくという状況でございます。

本堰堤、この一番突出したところで13メートル、この両サイドのところで16メートルぐらいありまして、先ほどの線のところぐらいまで立ち上がっていくということでございます。

それから、この黒いパイプですけど、逢初川の河川の水を平常時このパイプの中に流しておりまして、こういった土のうでちょっと崩れないように保護しているという状況です。平常時はそれで持つのですが、まとまった雨が降りますとどうしても雨水がたくさん流れてきますので、この沢一面に、雨水が流れてくるというような状況になります。

これが既設の砂防堰堤。今回、ここに約7,000立方メートルぐらいの土砂が影響し、国の方で除石をしております。

また、下流側の右岸側のところも被害を受けましたので、今年度当初、県の方で補修作業をされております。

これは、先ほど説明しましたブロック堰堤です。1つ3トンのブロックを、177個積み上げて崩れないように連結したものでございます。このブロック堰堤の上流側に、土石流が万が一発生した場合に、それをいち早く検知するという目的でワイヤーを1本張ってございまして、ここの広い、ちょっと見えにくいかもしれませんが、この白い線がワイヤーセンサーといいまして、まず土石流が発生してきたときに、これが万一切れますと、下流の方で関係機関の方々等にアラームメールで、そういった通知がされるという仕組みになってございます。今日の説明は以上で終わらせていただきます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ありがとうございました。ご質問につきましては、後程まとめて時間を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、逢初川源頭部の対応について、静岡県盛土対策課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

■望月 静岡県盛土対策課長

ただいまご紹介にあつた、県庁の盛土対策課長の望月です。

今回被災に遭われた方々、心よりお見舞い申し上げます。

マスコミ等でご承知されてると思いますが、この盛土行為者と言われている〇〇につきまして、今年の5月に熱海市が措置命令を出しました。

我々、盛土対策課の方が、新条例を適用しまして、8月1日に措置命令を発したところですよ。ようやく、この場で皆さんの方に報告することができました。

詳細を説明したいと思います。

1ページめくっていただきまして、生々しい写真であります、これが源頭部になります。

これ見てもらおうと黒い土があります。これは恐らく神奈川県の方から持ち込まれているといわれている、クロボクと言われてます。これについては、水を含むと非常にどぼどぼして吸収しやすいという土です。

よく見てもらいますと、ここに白いものがあります。これは湧水、水が噴き出ているところ です。湧き出ているところ、恐らく、このところは地下水が高いだろうという想定ができます。それで想定以上の土を盛って、水が溜まった状態で、最終的に押し出されたというのが原因だと思われま す。

これは当時の被災域になりますが、A B C Dというのがあります。静岡県、被災直後、3次元の点群データというのを取得しました。非常に細かなデータを取得し、およそ2万立方メートルが残っていると判明しております。それを今後、撤去していくということになります。

続いて、復旧の考え方ですが、原則、この盛土を埋めた人、埋めた者が撤去するというのが大前提です。おおむね特定したので、今回8月1日に措置命令を発したところです。この復旧命令、復旧するのは、原因者になります。

それで、施行の時期ですが、業者に対して施工に対する措置命令を発して、9月5日までに工事を着手するというような措置命令を出しました。着手しない場合に初めて行政代執行というふうに移行します。まずは施工業者を選定して、工事会社を決定し、順調に進めば10月中には代執行に着手するというふうに見込んでおります。

工事は非常に難しい工事です。恐らく順調に進んでも、令和6年3月ぐらいまでかかるだろうと思っています。ただ、そうは言っても早く不安を解消したいと考えておりますので、来年の出水期までには不安定土砂だけは撤去したいと考えています。

それと、前者から措置命令の取消訴訟というのを予告されています。一部の報道であります が、その場合に一時的に遅延する可能性もありますが、全体工程には影響しないと考えていま す。最後ですが、県としまして、一刻も早く皆様の不安が晴れるよう、代執行を見据えて、行政手続きを行ってまいります。もうしばらくご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。説明は以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ありがとうございます。逢初川流域の安全性の確保について、新設堰堤と源頭部の対応からご説明をいただきましたが、これを受けまして、警戒区域の解除についての考え方とスケジュールを市長から説明させていただきます。

■齊藤 熱海市長

警戒区域の解除につきましては、逢初川流域の安全が確保されることが大前提となります。解除の時期につきまして、新設砂防堰堤の建設や逢初川源頭部の不安定土砂の撤去を完了し、安全が確保されたところで、国や県の関係機関とも協議した上で判断していくこととなります。

先ほど、新設堰堤の新設砂防堰堤については来年の3月末に完成予定であること、そして、逢初川の源頭部の不安定土砂の撤去については来年の出水期までに撤去させる旨の説明が、国及び県からありました。

これらの工事が予定通りに進んだ場合には、来年、つまり令和5年の夏の終わりまでには、

警戒区域を解除できるのではないかと考えております。

しかしながら、警戒区域、警戒区域が解除されたからといって、全ての皆様がすぐに警戒区域内の自宅に戻れる状態になるわけではございません。

ライフラインが復旧することで自宅に戻れる環境が整う方や、河川、道路が復旧することで戻れる方、市が行う宅地整備が整った後に自宅を再建して戻っていただく方など、戻れる時期はそれぞれの状況によって異なります。警戒区域解除の予定日が決まりましたら、おおむねその3か月前には皆様にお知らせしたいと考えております。また、それと併せて、解除後すぐに自宅に戻れる区域をお示しするとともに、その後段階的に自宅に戻れる区域を随時お知らせしてまいります。

市が行う宅地の整備につきましては、令和7年の秋頃までに完了したいと考えております。このため、現在の警戒区域内に自宅を新築される方に対しまして、令和7年度中の分譲住宅再建の開始を目指してまいります。私からは以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

警戒区域の解除等、ご自宅にお戻りいただけるタイミングについて説明をさせていただきましたが、続いて、ご自宅にお戻りいただけるタイミングにも関連してまいります逢初川と道路の整備計画等について説明をさせていただきます。

初めに、静岡県熱海土木事務所から逢初川河川計画についてご説明をいただきます。よろしくお願ひします。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

本日はお忙しいところ、説明会にご参加いただきありがとうございます。静岡県熱海土木事務所伊豆山地区復興支援課の山崎といいます。よろしくお願ひいたします。

それでは、逢初川の河川計画についてご説明いたします。皆さんのお手元に配られたA3資料、河川計画、配布資料がありますが、それを見ていただけたら、。大きく分けてこちらの三点についてお話いたします。一つ目は、逢初川をどのように復旧させるのかという基本的な考え方について、二つ目は基本的な考え方に基づく河川計画について、三つ目はスケジュールについてご説明いたします。

お手元に配布しました資料は、これから説明する内容を要約したものです。お手元で見ていただけるように、またご自宅で確認いただけるようにご用意しました。本日は正面のスクリーン及び左右のスクリーンで説明いたします。

逢初川復旧の基本的な考え方について説明します。次の五つの基本的な考え方を復旧計画に反映させていく必要があります。一つ目が、今の河川の位置を基本とし、なるべく緩やかなカーブにします。二つ目が、川幅が小さい箇所を広くします。三つ目が、上が開いている川、開水路を基本とします。ただし、JRをくぐる間の前後は道路下に埋めます。四つ目、勾配を全体的に緩やかにします。五つ目、河岸や護岸は早い流れに耐えられるコンクリート構造にします。このような考え方で進めていきます。

次に、逢初川の河川計画を説明します。これ手元の資料の1ページと同じものです。スライドの左上が国交省が砂防堰堤を整備している区間。県が整備する区間は、それより下流から伊

豆山港へ流れ込むまでの区間となります。左側から、上流部、中流部、下流部となります。上流部は国直轄工事の境から市道伊豆山神社線の少し上流の区間。中流部は上流部の境から国道135号までの区間、下流部は国道135号から流末までの区間、本日はこのうち、3月に説明した開渠区間を除く区間を説明いたします。なお、参考に、3月に配布した資料を皆様にお配りした資料の5ページ目と6ページ目に示させていただきます。

上流部の平面図となります。手元の資料の2ページとなります。上流部は計画の雨量が降っても流せるだけの川の広さを既に確保できているので、現在の河川の壊れている箇所を令和4年の3月までに復旧しました。河川延長は365メートルとなり、3か所の護岸原形復旧と、川の中の土砂を除去いたしました。伊豆山神社線から上流約30メートルのところは、川の広さを確保するために改良復旧となります。

上流区間の断面がどんな状態かという写真となります。これも皆様の資料の方についております。

続きまして、資料の3ページとなります。国道からJR新幹線橋梁周辺区間の中流部暗渠区間の計画平面図となります。計画延長は約240メートルとなり、上流側の開渠の終わりからJR橋までの間は暗渠とします。また、JR東海道線の下流側は暗渠から開水路に改修する計画としています。なお、河川の上部に市道を再整備します。また、新たな橋梁を一橋整備することとしています。

中流部暗渠区間の代表的な箇所の横断面図となります。こちらは上流側から下流側を見た時となります。皆様の資料の下のところについております。地形上、縦断勾配が急なため、水が流れる川幅2.2メートルで、河川の計画流量が十分となります。また、JR橋の下を通すため、周辺の構造をコンクリートのボックスカルバートを使った暗渠としています。

中流部暗渠区間の開渠となる矢板護岸、そこの横断面図となります。こちらを上流側から下流側を見た図面です。川幅は2.2メートルを確保するというかたちとなっています。

この図面が手元の資料の4ページ目となります。逢初川下流部の計画平面図となります。もう伊豆山港はすぐそこです。ビーチラインはここにあります。市道上を下った河口付近について、災害復旧とあわせて流下能力のストック箇所の改良復旧を行います。計画延長約51メートルとなり、市道を横断する場所のみ暗渠とします。

下流部の代表的な箇所の横断面図となります。こちらは上流側から下流側を見た断面でございます。水が流れる川幅は3.8メートルを確保し、開渠構造の護岸法を施行して市道の付け替えを行います。

今後のスケジュールについて説明いたします。これは資料にないので画面の方を見ていただきたいと思います。前回、中流部開渠区間について3月に河川の計画、5月に道路の計画を説明しました。本日、その他の区間の紹介、河川の復旧計画についてご説明します。皆様からおおむねのご理解が得られれば、関係する方に対して補償に関するご説明、協議を行い、納得いただいた方から順次契約を結び、可能なところから工事に着手するという流れとなります。

7月以降、地権者様のもとに、事業及び補償に関するご説明、協議を個別に行っております。引き続き、補償内容の説明を行い、ご納得いただいた方から順次契約を結んでまいります。そして、今年の秋頃を目安として、可能なところから工事に着手していきたいと考えております。工事の完了時期については、地権者様や関係者様との調整状況となりますので現時点で明確に

示すことはできませんが、令和6年度完成を目標にして事業を進めます。

河川事業を行っていくには、地域の皆様のご理解と地権者の皆様のご協力が必要となります。1日も早い復旧復興を目指して取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はご清聴ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ありがとうございました。続きまして、熱海市の都市整備課から道路計画について説明をさせていただきます。

■山口 熱海市都市整備課 都市整備室主任

本日はお忙しいところ、説明会にご参加いただきありがとうございます。熱海市都市整備課の山口です。よろしくお願いいたします。私からは逢初川沿いの道路計画について説明をさせていただきます。

本日道路計画について説明する内容につきましては、①番の1から4番になります。一つ目は、市道伊豆山神社線より上の道路計画について、二つ目は、河川が開水路になる中流部の道路計画について、三つ目は、河川が暗渠になる中流部の道路計画について、四つめは、国道135号より下の下流部の道路計画について、以上の4点になります。そして最後に、現在の道路計画の進捗状況についてご案内をさせていただきます。

本日お配りさせていただきました資料をご覧ください。A3サイズで、右上に道路計画配布資料と記載された資料になります。左上に①番と書いてあるところが、上流部の道路計画の位置になります。以降、2番が河川が開水路になる中流部、3番が河川が暗渠になる中流部、4番が下流部となります。

まず初めに、上流部の道路計画について説明をさせていただきます。今回の災害で被災した市道は、市道引地堀坂支線、堀坂2号線、堀坂4号線になり、基本的には原形復旧を考えております。

なお、市道引地堀坂線、堀坂2号線には逢初川を渡る橋が設置されておりましたが、災害により二つの橋が流されてしまいました。橋の復旧といたしましては、2橋あった橋を1橋に集約して、現況に近い位置に新設を考えております。

次に、②の中流部の河川が開水路になる区間の道路計画について説明をさせていただきます。逢初川の両側に、有効幅員4メートルの一方通行で周回できる道路を整備いたします。また、あわせて河川を渡る橋を設置いたします。こちらについては、車両と人が渡れる橋を2か所、及び人のみが渡る橋人道橋を2か所、合計4つの橋を設置いたします。車両と人が渡れる橋の2か所については、こちらの消防の四分団付近、あと岸谷倶楽部付近に設置をする予定です。消防の四分団付近につきましては、市道の伊豆山神社線と接続するために新しい道路を整備する予定です。また岸谷倶楽部付近につきましては、市道岸谷2号線の線形を変えて接続をいたします。

次に、③中流部の河川が暗渠となる区間の道路計画について説明させていただきます。暗渠部の道路幅員は4メートル以上として整備を行います。既存の道路幅を有効に使用し、道路幅を拡げることや待避所等の設置を検討しております。道路勾配については、JR在来線及び東

海道新幹線のガードの影響が大きいいため、現況と変わらず急な勾配の道路となります。

次に下流部の道路計画について説明いたします。下流部では、河川の改良復旧に伴う箇所について道路の線形を改良する整備を行います。

最後に、現在の道路計画の進捗状況についてご説明いたします。令和4年7月、用地交渉を開始しております。現在は地権者の皆様に事業説明を行っている状況です。具体的な補償の条件の提示は9月以降になり、補償内容にご納得いただいた方と契約を締結させていただく予定です。工事については、県による仮設道路の設置工事後に、河川事業と住宅改良事業と調整を行って事業を進めていきます。道路計画についての説明は以上となります。ご清聴ありがとうございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

続きまして、熱海市のまちづくり課からまちづくり計画について説明させていただきます。

■中田 熱海市まちづくり課 建築室主査

熱海市まちづくり課中田と申します。ここからは、今後進めてまいります復興まちづくりの手法につきましてご説明させていただきます。

まちづくり課では、4月上旬から避難生活をされている皆様に戸別訪問してお話しさせていただき、まちづくりの参考にするための今後のご意向等をお聞きしております。面談いただいた皆様には、大変ご苦勞されているところご対応いただきまして誠にありがとうございます。今後とも情報の伝達やご意向の確認のため、引き続きお会いさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の説明となります。初めに、復興まちづくり事業の進め方、続きまして、事業スケジュール、最後に、復興まちづくりのイメージとなります。お手元の資料、伊豆山地区における復興まちづくりについてと題しましたA4両面刷り1枚の資料をご覧ください。

それでは、復興まちづくり事業の進め方をご説明させていただきます。お手元の資料の上段にございます事業の模式図につきまして、左側被災後から右側の復興後へ順次説明をさせていただきます。

まず、被災後の状況となります。こちら大きいひし形の外枠が災害対策基本法第63条で立ち入りを規制している区域となります。赤やピンクの立方体が、全壊や半壊など建て替えが必要な建物を示しております。また、緑色が被害が無かったり、被害が少なく修繕することにより継続的に住むことができる建物をイメージしております。また、水色のラインは土地の境界をイメージしております。

続きまして、資料中央図になります。事業実施時におきまして、建て替えや宅地の復旧が必要なエリアを基本に事業の区域を設定いたします。この模式図では、黄色の枠線で示しております。そして、復旧が必要なエリアの土地を一旦市が買収し、その後公共施設や宅地の整備を行ってまいります。なお、緑の建物については、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が解除されライフラインや道路等が仮復旧されれば、事業の途中でも先に戻ることができるようになります。

そして、復興後となります。公共施設や宅地を整備するときには、皆様への個別面談等でお

聞きしたご意向をもとに整備を行ってまいります。戻りたい方たちには、接道要件を満たした宅地を整備し再分譲いたします。濃い青色の立方体のように新しい宅地に建物を新築していただきます。市が買収した戻らない方たちの土地面積を活用させていただき、集会所や公園など公共の施設を整備いたします。また、ご希望される数にもよりますが、薄い青色の立方体のように事業区域内や市内の別のところへ公共の賃貸住宅となり、被災者向け住宅を整備いたします。

次に、今後の事業スケジュールについてご説明いたします。こちらは、新たに建物を新築する方たちのスケジュールとなります。現在、現地の地形測量が終わっております。今後、本年度に関しましては、用地測量と造成工事の設計、被災建物の撤去を同時進行で進め、用地測量が完了次第、用地説明、買収をさせていただきたいと考えております。令和5年度に用地買収が完了次第、一時造成工事、いわゆる仮設道路や粗造成といったものを行ってまいります。その後、令和6年度から令和7年度へかけ、擁壁の築造等を含む二次造成工事やライフラインの整備を行い、令和7年度秋ごろを目標に、現地で再建する方々への宅地分譲をできるよう事業を進めていく予定でございます。また、この表にはございませんが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が解除されれば、ライフラインの仮復旧ができ次第、戻っていただける方々がいらっしゃいます。

お手元の資料の裏面には、復興まちづくりのイメージとして模型写真を掲載しております。前段では、平面の模式図で事業手法の説明をさせていただきましたが、この模型で表現されるように被災地区は大変急峻な地形となっております。この地形を考慮しながら、公共施設等の配置や整備内容について検討してまいります。また、関連する河川事業、道路事業をはじめ、各事業者におけるライフライン復旧との計画調整を行い、適宜計画の精査を行ってまいります。

最後となりますが、今後事業エリアの範囲や宅地の区画数、公共施設の整備内容など、個別訪問やワークショップ等での皆様のご意見、ご要望を参考に決定してまいりますので、よろしくお願いたします。説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

逢初川と道路等、工事関係の説明をさせていただきましたが、最後の説明として、今後皆様のご自宅に戻るまで、また戻るに当たっての生活再建の支援について、市長から説明をさせていただきます。

■齊藤 熱海市長

それでは、生活再建支援策に関する市の方針の概要についてご説明いたします。

これまでご説明ありましたように、新設砂防堰堤の建設、不安定土砂の撤去等が行われた後に警戒区域が解除となり、生活再建、住みなれた地域への帰還という具体的な段階を迎えることが可能となっております。

その際的生活再建支援策として、3点を考えております。まず1点目は被災地域の社会基盤の整備、そして2点目に被災者の皆様に対する支援、そして3点目に被災した事業者の皆様に対する支援、この3点を基本に講じてまいります。

まず1点目の被災地域の社会基盤の整備につきましては、被災者向け住宅の建設、地域コミ

ユニティーの維持及び住民間の交流のためのコミュニティセンターの建設、地域の安全・安心の柱である消防団第四分団詰所の再建、被災エリアをはじめ地域全体の避難路の整備などを行ってまいります。このような社会基盤整備が、生活再建支援策として行政が行うべき大きな柱であると考えております。

次に、2点目の被災者の皆様に対する支援につきましては、まず、応急的な住まいで生活を送られている皆様への支援として、警戒区域が解除となり、被災者の皆様が恒久的な住まいでの生活再建へ進んでいただける状況になるまでの間、現在の応急的な住まいでの生活を続けられるよう支援してまいります。なお、引き続き、応急的な住まいでの生活を支援させていただく期間であります。警戒区域の解除後3か月を基本として考えておりますが、ライフラインの復旧や道路河川の整備等、個々の状況により、その時期が異なりますので、今後、訪問や面談等によりまして、それぞれの世帯ごとに確認をさせていただきたいと考えています。また、恒久的な住まいへの引っ越しにかかる費用、これにつきましては支援を行ってまいります。

さらに、小規模住宅地区改良事業の対象区域内の宅地の整備にかかる費用につきましては、これは公費にて負担をしてまいります。なお、被災者の皆様に対する支援の詳細につきましては、皆様の現状と生活再建方針等によりそれぞれ異なりますので改めてご案内をさせていただきます。

次に、3点目の被災した事業者の皆様に対する支援につきましては、静岡県被災中小企業復旧支援事業費補助金及び小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けた被災事業者の方の自己負担分の2分の1を市が上乗せ補助いたします。また、小規模事業者持続化補助金については遡及適用をいたします。以上が生活再建支援策の概要となります。

これに加えまして、現在警戒区域内の固定資産税について、令和4年度分は全額課税免除措置を行っておりますが、令和5年1月1日においても引き続き警戒区域の設定がなされている場合は、令和5年度課税につきましても、基本的に全額課税免除措置を継続する方向で考えております。

今回は具体的な部分まで詰め切れていないところもございますので、市の方針の概要をお伝えいたしました。今後詳細が決まりましたら、改めて皆様にお伝えをしてまいります。私からは以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ここまで説明をさせていただきましたので、ここからは皆様からのご質問にお答えしたいと思います。限られた時間の中ではございますので、まず初めに、警戒区域の解除に関する工事関係のご質問を、その後に、生活再建支援策に関するご質問とさせていただきたいと思いません。

挙手いただきましたら、指名させていただきますので、お1人ずつ係員からマイクを受け取っていただきまして、差し支えなければ、お名前をおっしゃっていただくと助かります。その際、もしカメラの取材が嫌だという方がいらっしゃいましたら、その旨をおっしゃっていただければと思います。報道関係の皆様におかれましても、カメラが嫌との意思表示がございましたらお控えくださいますようお願いとご協力をお願いいたします。

それでは、警戒区域の解除に関する工事等について、ご質問ありましたら、挙手をお願いい

たします。はい。

■説明会出席者

座って失礼します。警戒区域の解除ということではなくて、まず新設砂防堰堤のことですけれど、計画、この工程表によると、2つありますよね。新設砂防堰堤というのが、令和3年の紫色の部分ですけれど、3ページの工程表の薄紫のところですけど、この新設砂防堰堤というのは、今作っているものの下にある既設堰堤のことを言っているのかどうかの確認です。

■竹内 国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所 熱海緊急砂防出張所長

4ページの方をご覧くださいますと、完成イメージという絵があると思いますが、まず先ほどのスケジュールのところで、令和4年1月のところから新設砂防堰堤の線を引っ張ってありますけれど、これが、この新設砂防堰堤の工事を着手するための準備工的なもので、工事の準備、今年の1月ぐらいから始めていたという線が、3ページの一番上の水色の線になっておりまして、その下のピンク色っぽい線、これは、実際3月ぐらいのところから線を引っ張っていますが、この新設砂防堰堤を作るために、現場で土砂の掘削、土を掘ってですね、作り始めたのがこのピンク色の線ということで、ちょっと3月という線が入っておりませんが、そういったことでちょっと水色の線とピンクの線で、すいません新設砂防堰堤の線が2本入っております。

ですので今、今現在工事をやっているのは、4ページの絵でいきますと、この本堰堤という一番大きなところを今造っており、これが予定でいくと9月の中旬ぐらいに本堰堤の部分が完成する予定になっておりまして、全体がすべて完成するのが来年の3月という予定になっております。

■説明会出席者

はい、ありがとうございます。あと、JRのところの関係ですけど、JRのところカルバートなんかで道路をくぐって、上に道路を作ることなんですけど、幅が今半分川になっていて半分道路になっていると思うのですが、そのところが計画でどのぐらいの幅になるのか、あと、JR新幹線と東海道線ですけど、そのところは難しいという話、JRとの交渉が非常に難しいという話は聞いています。そのところ実際にJRと交渉しているのかどうか、交渉する気はあるのか、その辺もお聞きしたいです。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

熱海土木事務所山崎です。お答えさせていただきます。一つ目が断面の幅ですが、先ほど手元についている資料には、水路幅がついていると思うのですが、その上の市道幅はおおむね4メートル程度。今の現況と同じになるような形になっております、水路幅は外壁も含めるとおおむね3メートル程度になります。

あと、JRとの協議ですけど、今、設計の方がようやく詰まってまいりまして、JRと協議を始めているところがございます。これでJRとの協議を進めていきまして、より具体的な形になっていくように、こちらの方としても協議を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

■説明会出席者

東海道線の方は拡がらないという感覚でよろしいのでしょうか。道路幅が。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

道路幅は、今のところは現況どおりと考えております。現況どおりというのは、開渠になっている部分までを含めて、下に水路が入るわけですから、その上を確保するのは4メートル幅を確保する形になると考えていますが、そこはまだJ Rとの協議次第と思っています。

■説明会出席者

今以上に拡がるという今の、橋になっている川と道路の部分よりか拡がるということは、それ以上になるということはないということですか。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

J R橋の橋台がありますのでそれ以上拡がることはできません。そこまでの幅になります。

■説明会出席者

わかりました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

他にはいかがでしょうか。はい。

■説明会出席者

すいません失礼いたします。岸谷の〇〇と申します。まず、土木事務所の方に川の拡幅ですが、先ほどの説明だと、大雨にも耐えられるように川幅の少ない部分を大きくしますと、そういう説明だったのですが、うちの敷地の中とかもう少しの上のところは流量が足りているような話をちょっと聞いたのですが、そこをあえて拡げなければならない理由というのはちょっと分からないですが、ご説明いただけますでしょうか。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

〇〇様のところは中流部ですか。

■説明会出席者

中流部の岸谷倶楽部の少し上ですけど、そこから伊豆山神社線まで、その間というのは流量が足りてて、そんなに触らなくても大丈夫なような話を伺ったんですよ。それなのにそこってすごく拡がるじゃないですか。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

すごくということではないのですが、元々あった断面、場所によっては1年確率、あまり流

れないところがあったのですが、〇〇さんのところは開渠になっている区間ですね。

ただ、上流から下流まで見た時に、改修により、今後30年に一度発生するような大雨による洪水が安全に流れるような河川断面にさせていただくという計画なので、多少広がるような形になります。

■説明会出席者

30年に一度は分かっているけれども、上流部の部分については30年に一度の流量があるから現状復旧で、その下を30年に1度をおおむね足りているのにも関わらず、そこを大きく改修するという理由が納得いかないんですよ。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

〇〇様のところが30年足りているというお話で今おっしゃっているということでしょうか。

■説明会出席者

そうですね。元々触らなくても大丈夫というようなお話を伺ったんです。県の方から。何でそれだったら、上はそのままなのに中流部に限って、そこだけそういうふうな整備の仕方にするのかなと。暗渠は仕方がないですよ。暗渠は下に入ってしまうのですから。そのところが、ちょっと納得いかなかったんで、なぜそこだけ、そういう扱いになるのか。上流部と中流部の扱いが違うのか。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

上流部はちょっと古い話ですけども、過去に改修をしてあるものですから、その断面を、もう1回再検討したところ、30年に1度の確率がありました。〇〇様のところですけども、前後の狭いところもございまして、そちらも含めて一体で30年確率という形になると認識しております。〇〇さんのところだけ極端に広げるといった感じでは考えていません。

■説明会出席者

それは、そこだけ広くしたり狭くしたりということはないというのは分かりますけど、ちょっと上と中流部との扱いが違うのではないかと思ったりしたもので、そこが納得がいかないのでうちもなかなかうんと言えなかったりするんです。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

おっしゃられてるのは、上流は触らないのに、何で中流は触らなければならないのかという話ですか。

■説明会出席者

そうですね。上は足りてる、中流から下は足りてないと一括で全部して、だから買収するという乱暴な説明があったじゃないですか。神社線から下全部一本みたいに。中流部については、

足りてないから改修しますよと、そういう説明だったじゃないですか。それっておかしくないですか。中流部の中にも足りているところもあれば、足りていないところもちろんある。その説明は分けてするべきではないですか。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

足りているところ、足りてないところというのは確かにあるかもしれませんが、まず一つは、河川改修を行うことについて、足りているところは何も触らないで、足りてないところだけ護岸をやるという形は、ここでは合わないというか、下流から一体で整備していくような考え方なので。

■説明会出席者

それが、私の気持ちでは合わない。だからもう…。

■説明会出席者

これで長くなっては皆さんにご迷惑ですから個別で教えてください。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

はい、わかりました。

■説明会出席者

すいません、ありがとうございます。次に市の都市整備課の方に道路計画ですけれど、河川の横に4メートルの道路を作るというお話で、その理由が住宅の再建築に必要だからという説明を当初から受けていたのですが、この、今日イメージ図を見せていただいたのですけれど、片側住宅見当たらないんですが、その理由がそもそも崩れませんか。住宅の再建築のために4メートルの道路を作るのに、熱海駅側ないですよ住宅。そうであるならば、多くの皆さんが望んでいる岸谷本線の拡幅を是非お願いしたい。

警戒区域で、警戒区域の中にあるにも関わらず、もう伊豆山神社線から岸谷倶楽部のところまで、岸谷本線側の方というのはこの道路改修とかまちづくりによっても何のメリットもない。緊急車両が入らないですし、救急車は家の前で止まらないし、消防車が新しい道路に止まっても水届かないですよ。それってどうなのでしょう。

■松本 熱海市都市整備課長

都市整備課長の松本と申します。兩岸道路につきましては意味がないというお話がありましたが、今後、土地に対して家が建つ場合等を考えていきますと、大部分の方、必要というところがありまして計画をさせてもらっています。

再建築に限らず、先ほどおっしゃった緊急時だとか、今の岸谷本線の道路ではやはり入ってこれない、消防車も入っていけないという中で、〇〇さんのお宅の前で止まっても水が届かないという話ありますから、消火栓とか、その辺の設置の位置が変わって消防車が止まることで、まず消火活動とか、緊急の時にはできると考えています。

■説明会出席者

そうであるならば拡幅はすべきではないですか、消火栓を整備するんでしたら、もう何か、そこら辺の道路沿いの方が拡げられませんかと言ったら、市の職員の方はそこはできませんとはっきりおっしゃったらどうです。

■松本 熱海市都市整備課長

今の岸谷本線に関しましては、両方に道路に出して、両方に家が張り付いてある状態。これから拡げようとする、全てのお宅に建物を少し減らして、拡げなければいけないところがありますので、そこにつきましては再建築される際、建て替えとかをされる際に、ご協力いただけるのであれば道路を拡げたいということは考えています。

■説明会出席者

それまでやらないということでしょうか。

■説明会出席者

これは副市長が、これができてから考えると言っていました。

■説明会出席者

やらないんでしょうか、やるんでしょうか。これができたらというのが、いつかというのもよく分からないのですが。なぜここにこだわるかという、この道路の方は、このまちづくりが行われても何のメリットもないです。救急車が入ってきて、消火栓を（整備）するのであるなら、道を拡げてほしいと普通思いませんか。

■稲田 熱海市副市長

副市長の稲田と申します。ここの4メートル道路の話と、岸谷本線の話というのが、なかなか難しい問題として皆さんからご議論いただいているところでございます。市としましては、30年50年先のこの地区を考えた時に、川沿いの4メートル道路、いわゆる基幹道路として、上下一方通行の道路があった方がいいのではないかというようなところで、ご提案をさせていただいているところです。岸谷本線の拡幅も非常に大切なことであって、これには歴史があって、道路沿いの皆さんにかなり前からご協力をいただいていた経緯も伺っております。

ただ、現在、ここで拡幅をしようすると、今、家がいわゆる建っていて、住めるお宅も取り壊さないとセットバックできないということです。今回については復旧を最優先にして、建て替えをされる時にご協力をいただくというようなところで考えているというところで、未来もそれでそのままでいいと思ってるわけではございません。

ただ、お願いするタイミングが今なのだろうかということで、まずは基幹道路として4メートル道路にご協力いただけないでしょうかというようなところでのお話ということです。

■説明会出席者

岸谷本線は、下り一方通行で幅は3メートルぐらいあると思いますが、これ4メートルになればというように私は考え、上下線、上下車が通るわけではなく今のままの下り一方通行でいいのかなというふうに思って、2号線の方に岸谷のバス停の方に出てくるところ、そのところも拡がれば大分戻られる方も一方通行で、そうすれば利便性が非常に上がるのではないかな。緊急車両もそこで通るのではないかな。このように考えています。

■説明会出席者

すいません、一言言わせていただくと、この災害が起こった後に、みんな勝手に、勝手にという言い方をすると皆さんに失礼ですけど、岸谷本線が拡がるものだと思っていた方、多いと思うのです。この災害があったからまちづくりをやり直す。これを機会にと言ったらいけないけれど、道が拡がる。やろうと思っていた方がたくさんいらっしゃると思うんです。それなのに、いきなり今の生活に根ざしていない道路ですよ。

30年50年先のことも必要かもしれないですけど、今生活している人たちに何も根ざしていない道路を新しく作ってしまっても、その方たちは50年に達したらいけないですよ。世代が変わってますよね。それは、言っておきたい。確かに30、50年必要だと思います。それは否定しないですけど、今いる方にとっての利便性、それを忘れていただきたくない。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

岸谷本線の関係の話、隣接されてる方は本当に差し迫った問題であるし、今回の災害の中で苦しい思いする中で、ここももし拡がるのであれば、将来の利便性とかのことを考えるのは当然のことだと思います。また、本線に限らず2号線との連携を考えると、今のままでも十分、大きな道を作る必要もなく、そこでやりくりできるのではないかなというアイデアも当然出てくることだと思います。

ご理解できる場所ではありますが、今回はまず、復旧・復興のことを先にお話、ご質問を伺いまして、本線についてはまた改めてこういう機会が必要だと思っておりますので、継続して、市はどのような考えでここを提案しているか、また岸谷本線について、そこに接してるお宅の方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは、今ここで決めなければならないのか、あるいはもう少し時間があるのか、これも含めて別の機会をまた持っていきたいと思っております。

市側も、当然そこについて何でこういう提案をするか、なぜここは今手をつけないのかということ、もう少ししっかりと皆さんにご納得いただけるような、了解していただけるような理由とか、今後の方針等も詰めていきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

■説明会出席者

すいません、私ばかり。あと一つ伺いたいのですが、伺いたいというか、まちづくり課さんに、その小規模住宅地区改良事業のタイミングについて、ちょっと説明が足りないのではないかなという気がしまして。これ、全部の人が使えるわけではないですよ。ちゃんと基準があって、家が壊れているけれど、その基準に達しない人がいくら私はこの制度でやりたいと言っても参加できないですよ。

それに、参加することのメリットとかデメリットについても何の説明もありませんし、いきなりこの制度でやりますと言われても住民の人はわからないですよ。市役所の方は分かっているのは当然だと思う。その辺はもう少しちゃんと説明した方がいいんじゃないでしょうか。

補助の話になっちゃうんですけど、これはあれですよ、家が全壊または半壊の方だけの補助ということですね。それに達しない人は参加することはできない。大きく壊れて建て替えをしなければならない方だけのための制度ですよ。そういうことをちゃんとはっきり言っていた方が、何を選択するのか、住民の方で考えたときに迷います。わからない。もう少し詳しく説明をお願いしたい。

■ 渋谷 熱海市まちづくり課長

まちづくり課の渋谷と申します。今ご指摘いただきましたように、私たちの説明に不十分なところがあるとのことで、事業に関しましては、詳細に、被災者の皆様にご同意は得ていませんが、ある程度ご意向に沿って事業を進めていかなければならないというところは考えております。説明につきましては申し訳ございません、これからということになっておりまして、今ご意向の確認というところで8月いっぱいまでに、大体皆様のご意向がどうなのかというところをまとめあげまして、それに伴ってこの事業というところを、説明、具体的にお伺いしていきたいと考えております。

面会につきましてはまちづくり課で、皆様には継続して行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

■ (司会) 中田 熱海市経営企画部長

では、ほかにご意見ご質問ございましたら挙手を願います。よろしいでしょうか。どうぞ。

■ 説明会出席者

伊豆山の〇〇と申します。いろんな小さな、小さなというかですね、細かなこと、まあ少しでも今回、大体の大枠ということでの説明だと思って今日は聞いております。個々に、いろんな各世帯で状況が違うので、その辺の柔軟な話し合いというのは当然あってしかるべきだと思っているんです。今日はその辺に関しては、私、いつも場を荒らしちゃうんですけど、今日はそういうことは言うつもりなく思っておりました。

ひとつ今日、今、この場で思いついたのですが、ここで熱海市長に任期が9月ですか、切れると。で、熱海市長はもう一度立候補してこの伊豆山の復興こそが自分の責務。まあ、分かりますよ。よく聞く言葉です。まあそういう責任のとり方もあるのかなと。よく、霞が関で聞く言葉ですけどね。もう一つは市長のけじめをつけると。こういう考え方もあります。

私、何が言いたいかと言いますと、別に立候補することをどうのこうのいうわけではないですから、ちょっと提案をしたいと思うのですが、もし熱海市長に齊藤さんが再選されたとしたら、私、熱海市民として、他の自治体、日本全国の自治体に対して、非常に恥ずかしいと思うのです。

住民の生命、財産を守れなかった、まあ守れなかったというのは結果的です。

ただ、結果はともかく、そこに至るプロセス、措置命令を出せなかった出さなかった。違法な盛土は、はい、違法だと認識しながら、一定程度の安定性が確保されたのでよしとしたとか、こういったところが本当に覚悟があるのかなと思ってしまいます。

まあ、言っているときりがないので、今日思いついた提案というのは、熱海市長としてこの伊豆山の復興に関わっていくという道だけではなく、担当の部署を設けてその長となって、伊豆山の復興に関わっていくという手もあるのではないかなという事を私思いついたので、言わせていただいた次第です。以上です。

- （司会）中田 熱海市経営企画部長
ご提案ということよろしいでしょうか。

- 説明会出席者
結構です。

- （司会）中田 熱海市経営企画部長
それでは、もしよろしければ、今度、生活再建支援に関するご質問ありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。生活再建支援策に関するご質問がありましたら。はい。

- 説明会出席者
度々すいません。63条の解除等は全体を解除する。で、個々の解除もするというのは、何回もお話をお聞きしていると分かるのですが、そここのところを、もっと誰もが分かるような説明をしていただきたいと思います。長期避難世帯の解除ですね。

- 齊藤 熱海市長
私からご説明をいたします。63条の解除については、上流部の、逢初川の上流部の安全性の確保、これはもう大前提でありまして、今日ご説明していただいたように、新設砂防堰堤、そして落ち残り（の土砂）が除去されること、これが非常に大きな要因です。ただこれが100%ではありませんので、河川の整備であるとか、いろんなことを総合的に判断して解除していく。
この解除というのは、今の警戒区域を解除する解除しないの0（ゼロ）か1（イチ）の話でありまして、これは河川の上流部の安全性の確保でありますので、警戒区域を部分的に解除するということは考えておりません。ここをまずご理解いただきたいと思います。
そして、警戒区域が、まず全体が解除になったという前提ですけれども、冒頭私が申し上げたとおり、そこが解除されたからといって、全ての方がすぐにご自宅に戻れるわけではないということでもあります。
端に申し上げれば、皆様のご自宅が損壊していない、しかもライフラインがすぐに整備され、既に電気、例えば水道といったものがあれば、すぐに住めるというところであれば、ここはもう多分速やかにできるかと思いますが、その中で、まだライフラインが、特に電気や水道がしっかりと整備されるまで例えば一定期間必要なところのあるエリアについては、もうしばらく、

数か月間お帰りになることができない、そういった区域を随時、次はこの区域がいつまでにお帰りになることができますということを冒頭申し上げました。

恐らく、そういう中で一番最後というか時間がかかりますのは、新しい自宅を再建される方、この再建する時間もかかりますので、また、加えて警戒区域が解除となった時点で、まだ河川の改修も全て終わっていないと思いますので、その工事期間エリアは当然立ち入ることができませんので、その工事終了というところまで待っていただくような形になると思います。

そういった状況によって、それぞれの帰還できる、お家に帰れる時間が異なりますので、これを随時、節目節目で我々の方から皆様にお伝えすると、そういう形でご理解いただければと思っております。よろしいでしょうか。

■説明会出席者

はい。私はいいですけど、まだ分からない方がいらっしゃったら。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

警戒区域の解除、皆様がご自宅にお帰りになるタイミングにずれがあるということで、警戒区域の解除は、安全性が担保されれば一斉に解除いたします。ただ、それぞれのお宅が帰れるタイミングは、ライフライン、道路の整備等のタイムラグ、時間的なずれがありますので、一斉に帰れるわけではない、早く帰れるお宅、解除とともに帰れるお宅とそうでないお宅、いろんな状況が整ってからでないとお帰れないお宅があるという説明でございました。他にはいかがでしょうか。生活再建の支援に関するご質問、またその他でも結構です。

もしよろしければ、予定しておりました時間がそろそろまいりますので、このあたりで質疑応答を閉じたいと思います。はい。

■説明会出席者

すいません。今、63条から外れた後の長期避難世帯の認定のお話だと思うんですが、63条は外れる、長期避難世帯というのは災害支援法で認定されてるわけですよね。それが認定されている間は県の応急住宅を借りていただいているわけですよね。

これ、すいません、では、市の方が帰れますよ、もうこちらの方帰っていいですよというのと、実際にその方が帰れる、帰る時までのタイムラグがある。帰っていいですよと言ってもすぐ帰れるわけではなく、家が壊れていれば直さなければいけない。直してもすぐ引っ越しできるかどうか分からない。実際に体が動くのは半年後だとか思うのです。その間、長期避難世帯を外れて帰っていいよと言った後から、実際に帰れるまでのタイムラグの間というのは、家賃は補助いただけるのでしょうか。

■稲田 熱海市副市長

まず、長期避難世帯ですけど、長期避難世帯というのは被災者生活再建支援法の中の支援金の話の中で出てくる制度です。今言った2年間の補助は、災害救助法の中で応急仮設住宅の手当をするという制度なので、まずこの応急仮設住宅等の2年間の話と長期避難世帯というのは法律が違う話なので、そこは違う話だというふうにご理解ください。

それで、皆さんご心配いただいている、いわゆる応急仮設等の市営住宅入ってる方、県営住宅入ってる方、また民間の賃貸住宅入ってる方がいらっしゃって、そこについては支援がされている。これについては、冒頭、市長が市の支援策でお話をさせていただいたように、皆さんが恒久的な住宅に住まれるまでの間、市で支援するというお話でございました。

どういう形で支援していくのかというのは、市営住宅の方、県営住宅の方、また民間の賃貸住宅を借りてる方というのは、災害救助法の中で県が借り上げて県が契約者になっている。この辺は、県とだけではなく、大家さんとも調整しなければならないので、今日はそういう考え方をお示ししましたが、実際にどういうふうな形でその支援を市がしていくのか、いわゆる現状維持で住み続けられるようにしていくのかというのは、細かいところは個々にケースがあるので、今後詰めていくわけなのですが、基本的な市の方針として、そこは市で支援するというのを先ほど市長から申し上げたということになります。

■説明会出席者

実際に体が移るまでは支援していただけるということでしょうか。

■稲田 熱海市副市長

これも個々の方のケースにまず因ります。〇〇さんの場合は、警戒区域内に戻る。そこに家を建てるということですので、〇〇さんのケースでいくと、警戒区域内にご自宅を建てられて戻るまでということになります。

ただ、先ほど市長もいわゆる小規模住宅地区改良事業の分譲により建てる方の例を挙げましたが、7年度の中頃から8年度に分譲できるように目指していると申し上げましたので、我々とする、8年度中にはご自宅が再建できれば、というふうに考えており、それまでの間は家賃補助についての支援をしていきたいと考えています。

それで、そのケースが我々の想定する一番長期に支援するケースではないかと考えておりますが、これはこの後、今日、市の支援策の方針を示させていただきましたので、個別に皆さんのところへ伺って、現在の状況、現在市営住宅なのか県営住宅なのか、民間の賃貸住宅なのかというところで、その後どうされるのかというご意向を聞きながら、個別に市としての支援策で、どういう形になっていくかというのはご説明をさせていただくことになっています。

■説明会出席者

ありがとうございます。最後にひとつ、先ほど市長さんがおっしゃった3点目の事業者に対する補助の話ですが、商工業者に対する補助だと思うのですが、一次産業の方、農業とか漁業とか林業とか、そういう方に対する補助はない、支援策はないということでしょうか。何かしていただけるのでしょうか。

■小原 熱海市観光経済課長

観光経済課の小原と申します。よろしく申し上げます。今のところ、実際当初から農家の方に関しては、農地としてまた再建するのかという意向調査を今回させていただきました。

〇〇さんも意向をいただいたということで、その辺、今度、今こちらの方で河川、道路の計画をしている中で、農地をどういうふうに整備していくのかというところを整理しながら、国からの補助を受けながら、その農地の方、復興するということで補助をもらいながら進めていく想定はしています。

その中で、どういう整備が必要なのかというところはまた個々に、どういう農地で、どういうふうに樹木を再生していくのかとかいうところは、また個別に、今後、お話の方もさせていただきながら支援できることを支援していきたいと考えておりますので、引き続き、またご相談をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

■説明会出席者

すいません。港の方にすごい泥水が来ていますけど。それでもう一つ言わせてもらおうと、ダム工事して、何か役員の方に泥水が出るとか電話一本連絡があるらしいけど、電話1本すればいいのか。泥水どんだけ出してもいいのか。そういうところ、もうちょっと考えてください。よろしくお願いいたします。

■説明会出席者

これ本当、人災なのか、自然災害なのか、そこのところなのです。人災ならば、もう皆さん人災だと思ってるのですが、それは今までやった業者も悪いけれども、市も悪い。そんなもん連帯責任なんです。もう被災者の立場で全部もう補償する。そうしなきゃいけないんです。以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

はい、どうぞ。

■説明会出席者

岸谷の〇〇です。市長さんにちょっと伝えたいことがあります。なぜ、盛土を知っていながら何もしてくれなかったんですかということと、1年経ちましたけど亡くなられた方、あと戻りたいのに戻れない方、いっぱいいると思うのですが、それに対してどう思いますか。

■齊藤 熱海市長

戻りたいのに戻れない方、今のお話ですけど、今日ご説明させていただいたように、これから復旧復興、こちらをしっかりと進めながら、皆様の希望に沿って帰還ができるように最大限努めてまいりたいというふうに思っております。

また、行政対応についてのご意見だと思いますが、我々もその時点で、できることも最大限してきたつもりであります。どういう点に問題があったのか、その点についてはこれまでも行政対応、県の検証委員会、議会の100条委員会、また市の総括等もございまして。そういった中で明らかになっていくものというふうに考えているところでございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ご質問も含め、ご意見も伺いました。この場で終わるということではなくて、場合によっては皆様にご質問の趣旨等、確認させていただいたりということもするかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

また、ご要望というよりも、ご意見について、これは私どももしっかりと受け止めておりますので、今後には改善、すぐにはできないものもあろうかと思えます。そういう時にはまたお叱りいただければと思います。

予定していたお時間となりますので、ここで質疑応答を閉じたいと思えますがよろしいでしょうか。申し訳ありませんが、これで質疑応答を閉じさせていただきます。

お手元に連絡先など確認票というのを配らせていただいておりますけれども、この限られた時間の中で、こういう公開の場でなかなか質問等しにくいということもあろうかと思えます。もしよろしければ、連絡だとか、連絡先などの下段の部分のところに走り書きでも、何かちょっと気になるから連絡してくれとか、そんなことでも結構です。何かありましたら記入いただき、お帰りの際に係員にお渡しいただければと思います。

また、ご質問やご不明な点、気がかりなこと、あとご要望等も含めて、今日に限らず、この場に限り、もしございましたら、資料に記載の部署に直接お問い合わせいただくのも結構ですし、本日の開催通知等にも、各種のお知らせの文書等にも問い合わせ先の電話番号ですとか、メールアドレス、記載がございますのでお尋ねいただければと思います。

それでは、本日の説明会、進行にご理解とご協力ありがとうございました。これをもちまして、説明会を閉じたいと思えますが、最後に市長からご挨拶を申し上げます。

■説明会出席者

心のない挨拶ならいらないぞ。

■齊藤 熱海市長

今日はありがとうございました。今日の説明会でありますが、冒頭申し上げたとおり、皆様がこれから新しいスタートに立っていく、そのきっかけになればというふうに思っております。

今日のいただいたご意見、しっかり受け止めて、今後、今日は方針をお話させていただきましたが、これから個別の対応を担っていくかと思っております。

これから我々の方で、皆様の状況を把握しながら、少しでも早い皆様の帰還をご支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

以上